

成田空港の更なる機能強化に関する説明資料

騒防法に基づく第1種区域(案)について

平成30年2月 航空局

騒防法に基づく第1種区域(案)

○第1種区域指定の基本的考え方

- (1) 第1種区域の指定に当たっては、平成29年6月12日に成田国際空港株式会社が公表した年間発着回数50万回時の予測騒音コンターを基本とする。
- (2) B滑走路においては、騒音コンターが現在の第1種区域より広がる場合には、当該地域について集落分断に配慮しながら第1種区域を拡大する。
- (3) C滑走路においては、騒音コンターに基づき、集落分断に配慮しながら新たに第1種区域を指定する。
- (4) A滑走路とB、C滑走路に挟まれた谷間地区については、将来のスライド運用等も考慮しつつ、地域の生活環境保全の視点から、全て第1種区域とする。
- (5) A、B滑走路において、騒音コンターの拡大が見込まれない地域については、地域の生活環境保全の視点から、現在の第1種区域を維持する。
- (6) 横風用滑走路については、今後整備を予定していないことから、当該計画に係る第1種区域は廃止する。

